

●高次脳機能障害支援体制加算

地域体制強化共同支援加算の取得に当たっては、次に掲げる書類に、下記加算要件を満たすことを証する書類を添えて提出してください。

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・体制加算に関する届出書（相談支援事業所）
- ・高次脳機能障害支援体制加算に関する届出書
- ・体制等状況一覧表（特定相談支援事業所にあつては介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を、障害児相談支援事業所にあつては障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

<参考様式掲載URL>

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougaisaku/kenkoufukushi/shougaisa/kasann.html>

●高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件※		区への提出物
要件1	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害支援者養成に関する研修の修了証 ・左記の体制を整備していることを公表していることが分かるもの
要件2	一定期間ごとに、利用者が高次脳機能障害者に該当するかについて確認を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の確認を行ったことが分かるもの
要件3	上記要件1の相談支援専門員が高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・前6月において指定計画相談支援を行っていることが分かるもの

●高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位

上記高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の要件1を満たすこと。

【備考】

★参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください（指定の様式はありません。）。

★加算に係る届出書の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください（区が提出を求めることがあります。）。

★このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届、記載事項書その他変更があった事項について届出を行ってください。

<変更届等 参考様式掲載URL>

https://www.city.meguro.tokyo.jp/shougaisaku/kusei/onlineservice/soudanshien_shinseisho.html